ー般質問と答弁 -

		三人、と手リミー・デッ
入札制限価格	過去の開示は	慎重に検討していく。
答弁=今後開示請	答弁=今後開示請求により開示を検討	久武議員
		4月から最低制限価格の
	至った経緯は。	事後公表に踏み切るとのこ
		とだが、積算精度の向上に
	池田町長	より、地元業者の育成にも
18	これまでも公平公正な入	つながることであり、歓迎
	札制度を研究し、国の運用	する。この際、過去の最低
	指針や県の取り組みに鑑	制限価格についても公表を
	み、庁内で検討協議を継続	行わないか。
文 了	的に重ねてきた結果であ	
ク正啓士議員	り、今後も研究協議を継続	池田町長
町では、これまでも入札	し、法令遵守、入札業務の	最低制限価格の事後公表
制度について、より一層の	透明性の向上に取り組み、	については、4月から実施
法令を遵守した制度への移	より一層向上させるよう継	する。
行を協議検討してきた。入	続協議していく。	最低制限価格については
札契約業務の過程に関する		これまでは、開示請求が
苦情などを適切に処理する	久武議員	あっても、非開示であった
手続きを定める苦情処理要	予定価格の事後公表を議	が、公文書の開示に該当し、
領の制定、職員以外の第三	会に上程義務のある500万円	情報公開条例にのっとり、
者が委員となる入札等監視	とした経緯を問う。	開示・非開示を審査する。
委員会の設置、最低制限価		
格の事後公表などについ	池田町長	
て、平成30年4月からの施	議会に上程する必要があ	
行を、500万円以上の工事な	る500万円としたが、他の団	
どの予定価格の事後公表に	体において事後公表に踏み	
ついて、平成30年6月から	切り、不落・不調が相次ぎ	
の施行を準備しているとの	落札率の低下に至った経緯	
町長の行政報告があった。	もあり、本来の目的を達成	
今回の入札制度変更に	させるためにも継続協議を	